

新 旧 対 照 表
指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

改正	現行
<p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第29号</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> <p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士及び精神科ソーシャルワーカー (2)～(8) (略) (9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援</p>	<p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第29号</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> <p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士及び精神科ソーシャルワーカー (2)～(8) (略) (9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援</p>

センターを除く。) については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。) 第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る。)及び訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。)並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員

- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員
- (11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員

ア～エ (略)

- (12) ・ (13) (略)
- (14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並びに精神科ソーシャルワーカー
- (15) (略)
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項及び第2項に規定する婦

センターを除く。) については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項、第3項第3号及び第5号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号、第66条第1項並びに第73条第1項第2号に規定する指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び障害福祉サービス経験者

- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員
- (11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員

ア～エ (略)

- (12) ・ (13) (略)
- (14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並びに精神科ソーシャルワーカー
- (15) (略)
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(専任の家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項及び第2項に規定

<p>人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要綱）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員</p> <p>(17) 施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員</p> <p>(18)・(19)（略）</p> <p>(20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援セン</p>	<p>する専任の婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する専任の母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要綱）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員</p> <p>(17) 施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員</p> <p>(18)・(19)（略）</p> <p>(20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援セン</p>
--	--

ターにおいて相談援助業務を行っている職員

(21) (略)

(22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第6号に規定する介護支援専門員並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員

(23)～(26) (略)

(27) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員

(28) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(29) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

ターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

(21) (略)

(22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第6号に規定する介護支援専門員並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員

(23)～(26) (略)

(27) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第12条第1項第4号、第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第12条第1項第5号、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

(28) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条に規定する相談支援専門員

(29) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

<p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている相談員 <p>(9)「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている指導職員 <p>(10) (略)</p> <p>(11)市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 <p>(12)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(13) (略)</p> <p>(14)独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー <p>(15)「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている指導員 <p><u>(16) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官</u> <p>(17)～(19) (略)</p> <p>(20)「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(21)児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施</p>	<p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の相談員 <p>(9)「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の指導職員 <p>(10) (略)</p> <p>(11)市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている<u>専任</u>の職員 <p>(12)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の職員 <p>(13) (略)</p> <p>(14)独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の指導員及びケースワーカー <p>(15)「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の指導員 <p>(16)～(18) (略)</p> <p>(19)「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の職員 <p>(20)児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施</p>
---	--

<p>設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている指導員 <p>(22) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(23) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている相談員 <p>(24) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(25) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(26) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号)別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援プログラム策定員 <p>(27) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇児発0331第5号)別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援専門員 <p>(28) (略)</p> <p>(29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(32) ～ (34) (略)</p> <p>(35) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援</p>	<p>設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の指導員 <p>(21) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(22) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の相談員 <p>(23) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(24) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(25) (略)</p> <p>(26) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(27) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(28) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(29) ～ (31) (略)</p> <p>(32) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援</p>
---	--

<p>事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(3.6) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(3.7)・(3.8) (略)</p> <p>(3.9) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。) <p>(4.0) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。) <p>(4.1)～(5.1) (略)</p> <p>(5.2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(5.3) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(5.4)・(5.5) (略)</p> <p>(5.6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(5.7) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている相談員 <p>(5.8) (略)</p> <p>(5.9) 「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」(平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号)別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)実施要領)、「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者支援事業の実施について」の一部改正について(平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号)による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」別添1(地域コミュニティ活</p>	<p>事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(3.3) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(3.4)・(3.5) (略)</p> <p>(3.6) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。) <p>(3.7) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。) <p>(3.8)～(4.8) (略)</p> <p>(4.9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(5.0) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(5.1)・(5.2) (略)</p> <p>(5.3) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(5.4) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている専任の相談員 <p>(5.5) (略)</p> <p>(5.6) 「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」(平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号)別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)実施要領)、「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者支援事業の実施について」の一部改正について(平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号)による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」別添1(地域コミュニティ活</p>
---	---

<p>動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月20日付け老発0820第5号)の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1(地域支え合い体制づくり事業)に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(6.0) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添11(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添13(熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員 <p>(6.1) ～ (6.6) (略)</p> <p>(6.7) 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者 <p>(6.8) (略)</p> <p>(6.9) 雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者 <p>(7.0) (略)</p> <p>(7.1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する公共職業安定所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者雇用トータルサポーター、<u>発達障害者雇用トータルサポーター</u> <p>(7.2) (略)</p> <p>(7.3) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(7.2)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 <p>3 業務従事期間の計算方法 <u>福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。</u></p> <p>4 2 (7.3) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア (略)</p>	<p>動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月20日付け老発0820第5号)の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1(地域支え合い体制づくり事業)に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の職員 <p>(5.7) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添11(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添13(熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている<u>専任</u>の職員 <p>(5.8) ～ (6.3) (略)</p> <p>(6.4) 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号職場適応援助者養成研修を修了した<u>専任</u>の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者 <p>(6.5) (略)</p> <p>(6.6) 雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した<u>専任</u>の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者 <p>(6.7) (略)</p> <p>(6.8) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する公共職業安定所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者雇用トータルサポーター <p>(6.9) (略)</p> <p>(7.0) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(6.9)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている<u>専任</u>の相談員 <p>3 2 (7.0) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア (略)</p>
---	--

<p>イ 上記1及び2の(1)から(7.2)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(7.3)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲</p> <p>介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、<u>重度障害者等包括支援</u>、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p><u>(2.3) 介護保険法第8条第2.9項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者</u></p> <p>(2.4)～(3.8) (略)</p> <p>2 業務従事期間の計算方法</p> <p>介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(3.8)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(3.8)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該当する者については、1の(1)から(3.8)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。</p> <p>3 業務従事期間の認定方法</p>	<p>イ 上記1及び2の(1)から(6.9)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。</p> <p><u>ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。</u></p> <p><u>(ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。</u></p> <p><u>(イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。</u></p> <p><u>エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の(1)から(6.9)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。</u></p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(7.0)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲</p> <p>介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、<u>重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護</u>を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p><u>(2.3)～(3.7) (略)</u></p> <p>2 業務従事期間の計算方法</p> <p>介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(3.7)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(3.7)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該当する者については、1の(1)から(3.7)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。</p> <p>3 業務従事期間の認定方法</p>
--	---

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(26)まで及び(28)から(38)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(27)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、指定試験機関の長)が行う。

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(25)まで及び(27)から(37)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(26)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、指定試験機関の長)が行う。